

様

損害額の概算（後遺障害なし）

（単位：円）

	自賠償基準	任意保険基準	裁判基準
治療費・入院費	120,000	120,000	120,000
通院交通費	3,200	3,200	3,200
入院雑費	0	0	0
通院雑費	4,200	4,200	4,200
付添看護費用	0	0	0
休業損害	0	0	0
入院慰謝料	0	0	0
通院慰謝料	117,600	133,000 ~ 164,200	255,000 ~ 467,400
後遺障害慰謝料	0	0	0
逸失利益	0	0	0
損害額合計(1)	245,000	260,400 ~ 291,600	382,400 ~ 594,800
過失割合分(2)	0(争いあり)	0(争いあり)	0(争いあり)
既払額(3)	120,000	120,000	120,000
合計(1) - (2) - (3)	125,000	140,400 ~ 171,600	262,400 ~ 474,800

【計算条件】

事故発生日：平成 年 月 日

治療期間：平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日(日)

入院期間：なし

実通院日数：14日

後遺障害：なし

過失割合：争いあり

被害者主張 = 加害者 (100) 被害者 (0)

【通院慰謝料について】

1. 自賠償基準

通院期間は カ月 日(日)

実通院日数は 14 日なので、修正通院日数 = $14 \text{ 日} \times 2 = 28 \text{ 日}$

と の少ない方を基準に慰謝料を算出します。

慰謝料は 1 日あたり 4,200 円なので、 $4,200 \times 28 = \underline{117,600 \text{ 円}}$ となります。

2. 任意保険基準

現在では統一的な基準はなく、保険会社によって任意保険基準は異なります。ここでは代表的な例で算出しています。

(計算根拠)

3. 裁判基準

通院期間は カ月 日(日)

実通院日数は 14 日なので、修正通院日数 = $14 \text{ 日} \times 3.5 = 49 \text{ 日}$

と の少ない方を基準に慰謝料を算出します。

(計算根拠)

【過失割合について】

過失割合について争いがあるようですので、参考として類似判例をピックアップしておきます。

参考判例



【全体を通して】

